

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の\*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和3年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	横浜市	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
		小児	81	入院:9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *1歳児以上は所得制限あり *10歳から15歳までは償還払い					
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
	川崎市	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A判定(IQ(知能指数)35以下)の者 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1(IQ(知能指数)50以下)の者 4.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	市内の医療機関等	
		小児	81	小学校2年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外) *1歳児以上は所得制限あり					
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母と養育されている児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、中程度以上の障害を有する者及び高等学校等に在学中の者は20歳未満) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外) *ひとり親及び扶養義務者等の所得制限あり					
		小児ぜん息患者	88	小児ぜん息(気管支ぜん息又はぜん息性気管支炎)と診断された20歳未満の児童で、川崎市内に引き続き1年以上(3歳未満は6か月以上)住所を有している者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者及び公害健康被害の補償等に関する法律による認定を受けている者は対象外)					
		成人ぜん息患者	89	以下の条件すべてに該当する者 1.本市の区域内に引き続き1年以上の住所を有する満20歳以上の者 2.各種健康保険等の加入者又は後期高齢者医療加入者 3.気管支ぜん息にかかっている者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、法令・条例により、同等以上の助成等を受けることができる者及び制度申請後において喫煙をする者は対象外)					
	相模原市	重度障害者	80	1.身体障害者の1級・2級の者 2.IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)が50以下の者 4.精神障害者保健福祉手帳の1級・2級の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	
		小児	81	小学校6年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) *1歳児以上は所得制限あり					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	相模原市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者及び重度障害者医療費助成対象者は対象外) *所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	横須賀市	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし				
		小児	81	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは、父母が死亡した児童を養育する者等)					
	平塚市	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級・3級の者 2.児童相談所又は知的障害者更生相談所においてIQ(知能指数)が40以下と判定された者 3.身体障害者手帳4級かつ児童相談所又は更生相談所においてIQ(知能指数)が50以下と判定された者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者	なし				
		小児	81	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成対象者、重度障害者医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外) *就学児から所得制限あり					
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、一定の障害がある者及び高等学校(通信教育を含む)に在学している者は20歳未満) (養育者とは、父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外) *所得制限あり					
	鎌倉市	障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級・3級・4級の一部の者 2.療育手帳A1・A2・B1の者 3.精神福祉手帳1級・2級の者 4.障害基礎年金1級・2級の者 *下線が引いてある等級の対象者は本人のみ、下線が引いていない等級の対象者は、本人、配偶者、同一世帯一親等の者の所得制限あり	なし				
		小児	81	小学校6年生までの者 *就学児から所得制限あり					
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	藤沢市	障がい者等	80	1.身体障がい者手帳1級・2級・3級の者 2.精神障がい者保健福祉手帳1級・2級の者 3.IQ(知能指数)50以下の者 (65歳以上の者は身体障がい者手帳の4級の一部及びねたきりの者も対象)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
		乳幼児	81	入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *中学生は所得制限あり(旧児童手当所得制限に準ずる)					
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
	小田原市	重度障害者	80	1.身体障害者手帳の1級・2級の者 2.IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳の3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、他の医療助成(生活保護、施設入所等)の適用を受けている者は対象外)	なし				
		乳幼児	81	入院:15歳に達した日以降の最初に到達する3月31日までの者 入院外:12歳に達した日以降の最初に到達する3月31日までの者 (ただし、他の医療助成(生活保護、施設入所等)の適用を受けている者は対象外)					
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、規則別表1で定める程度の障害の状態にある者及び規則に定める学校に在学している者は20歳未満) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、他の医療助成(生活保護、施設入所等)の適用を受けている者は対象外)					
	茅ヶ崎市	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A1・A2(IQ(知能指数)35以下)の者 3.精神障害者手帳1級の者 4.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下(療育手帳B1) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし				
		小児	81	小学校3年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
	逗子市	重度障がい者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者及び平成27年10月以降新規手帳取得者は対象外)	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	逗子市	小児	81	入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障がい者医療費助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び施設入所者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が扶養する児童					
	三浦市	重度心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者及び65歳以上の新規手帳交付者は対象外)	なし				
		乳幼児	81	小学校5年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、身体障害者手帳1から3級と4級(一部)と同等の障害がある者及び高等学校等に在学する者は20歳未満) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
	秦野市	重度心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.知的障害者A1・A2の者 3.身体障害者3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.筋ジストロフィーの身体障害者 5.精神障害者手帳1級の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、65歳以上で新たに障がい者に認定された者及び本人の所得が一定以上ある者(特別障害者手当の所得制限に準ずる)は助成の対象外)	なし				
		乳幼児	81	10歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等)					
	厚木市	心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級・3級の者 2.IQ(知能指数)50以下(療育手帳A1からB1)の者 3.精神障害者手帳1級の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *年齢制限及び所得制限あり	なし				
		子ども	81	15歳に達する日の属する月の末日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法その他の法令による措置により公費負担施設に入所している者、里親等に委託されている者、心身障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
神奈川県	厚木市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、政令の定める程度の障害の状態にある者は20歳未満) (養育者とは、父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、施設に入所している者、里親等に委託されている者、心身障害者医療費助成対象者及び子ども医療費助成対象者は対象外)	なし					
		心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A1・A2の者 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の者 4.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、65歳以上で新たに障がい者に認定された者及び本人の所得が一定以上ある者(特別障害者手当の所得制限に準ずる)は助成の対象外)						
		乳幼児	81	中学校卒業までの者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者及び他公費を受けている者は対象外) *1歳以上は所得制限あり						
	大和市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、一定の障害がある者及び学校教育法に規定する高等学校などに在学している者は20歳未満) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等)	なし					
		重度心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A1、A2の者(IQ(知能指数)35以下の者) 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、65歳以上で新たに障がい者に認定された者及び本人の所得が一定以上ある者(特別障害者手当の所得制限に準ずる)は対象外)						
		小児	81	小学校4年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者及び重度心身障害者医療費助成制度対象者は対象外) *1歳以上は所得制限あり						
	伊勢原市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし					
		障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級・3級の者 2.療育手帳又はこれに相当する手帳を所持する者 3.精神障害者保健福祉手帳1級・2級の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)						
		子ども	81	中学校卒業までの者 (ただし、生活保護法の適用を受ける者は対象外)						
	海老名市					なし				
							対象外	県内の医療機関等	平成28年3月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	海老名市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者家庭の養育者と児童 (児童とは18歳までの者、ただし、障害がある者及び高等学校等に在学する者は20歳未満) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *所得制限あり		なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	座間市	重度心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A1・A2の者 3.精神障害者手帳1級の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)		なし			
				1.身体障害者手帳3級の者 2.療育手帳B1の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	1割負担				
		小児	81	小学校を卒業する年の年度末までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *1歳以上は所得制限あり		なし			
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、特別児童扶養手当、定時・通信制等高校課程通学中の場合は20歳未満まで) (養育者とは、父母が死亡した児童を養育する者等)		なし			
	南足柄市	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A1・A2の者及びIQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神保健福祉手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *所得制限あり		なし			
			小児	81	10歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) *1歳以上は所得制限あり				
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が扶養する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童等を養育する者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及び小児医療費助成対象者は対象外)		なし			
	綾瀬市	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A1・A2又はIQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (ただし、平成23年7月1日以降に65歳以上で上記対象者となった者は対象外)		なし			
			小児	81	12歳に達する日の属する月の末日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外、また、保険診療以外の医療費、育成医療や小児特定疾患等の公費医療給付制度を受けられる医療費は対象外)				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	綾瀬市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者(里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者を除く)及び養育者が扶養する児童(児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)		なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年3月診療分
	葉山町	心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳IQ(知能指数)35以下の者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 4.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 (ただし、65歳以上で重度障害者になった者は対象外)		なし			
		小児	81	12歳に達する日の属する月の末日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)		なし			
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童(児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等)		なし			
	寒川町	重度障害者等	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.身体障害者手帳内部機能障害3級の者 3.療育手帳A1・A2・B1の者 4.知的障害者かつIQ(知能指数)50以下の者 5.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、65歳以上で初めて重度障害者等となった者及び前年の所得が特別障害者手当の所得基準以上の者は対象外)		なし			
		小児	81	12歳に達する日の属する月の末日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)		なし			
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童(児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、重・中程度の障害のある者は20歳未満) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等)		なし			
	大磯町	重度心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級・3級・4級(平成26年4月以降手帳取得した者は対象外)の者 2.療育手帳A1・A2・B1の者 3.精神障害者手帳1級・2級の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、平成26年4月以降に65歳以上で新たに上記対象者となった者及び平成26年10月以降一定の所得を超える者は対象外)		なし			
		乳幼児	81	入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置による医療受給者、重度心身障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) *1歳以上は所得制限あり		なし			
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童(児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、特別児童扶養手当の政令に定める程度の障害にある者及び高等学校等に在学する者は20歳未満) (養育者とは、父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置による医療受給者及び重度心身障害者医療費助成対象者は対象外)		なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
神奈川県	二宮町	障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級・3級・4級(平成24年9月30日以前に認定)の者 2.療育手帳A1からB1の者 3.精神障害者保健福祉手帳1級・2級の者 (ただし、平成24年10月1日以降に65歳以上で新たに上記対象者となった者は対象外)	なし					
		小児	81	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置による医療受給者、障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外)						
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が扶養する児童 (児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、規則で定める程度の障害の状態にある者及び規則で定める学校に在学している者は20歳未満) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等)						
	中井町	重度心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A1・A2の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者手帳1級の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし					
		乳幼児	81	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)						
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)						
	大井町	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳Aの者 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の者 4.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし					
		乳幼児	81	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)						
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)						
	松田町	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A等級の者(児童相談所又は更生相談所にてIQ(知能指数)35以下の判定) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の者(同上の判定機関において、IQ(知能指数)50以下の判定) 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、65才以上で新たに上記対象者となった者及び前年の所得が特別障害者手当における所得限度額を超える者は対象外)	なし					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。



都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	松田町	小児	81	中学校卒業までの者 (ただし、生活保護の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等)					
	山北町	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (ただし、65才以上で新たに上記対象者となった者は対象外) *所得制限あり	なし				
		小児	81	中学校卒業までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
	開成町	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *所得制限あり	なし				
		重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A判定IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、平成25年4月以降65歳以上で認定を受けた者及び平成25年8月以降、一定の所得額を上回る者は対象外)					
		乳幼児	81	小学校を卒業する年の年度末までの者 *3歳以上は所得制限あり					
	箱根町	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭等の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、規則に定める学校に通っている者は20歳未満) (養育者とは父母が死亡し又は監護しない児童を養育する者等)	なし				
		重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
		小児	81	中学校卒業までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	箱根町	ひとり親	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、障害がある者は20歳未満)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	真鶴町	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし				
		小児	81	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
	湯河原町	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A1・A2相当の者 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1相当の者 4.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし				
		乳幼児	81	入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、中度以上の障がい有する者及び通信高等学校に在学する者は20歳未満)					
	愛川町	障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級・3級の者 2.IQ(知能指数)50以下の者 3.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、本町以外の市町村又は特別区から医療費の支給を受けることができる者及び65才以上で新たに上記対象者となった者は対象外) *所得制限あり	なし				
		小児	81	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者、障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外)					
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、一定程度の障害の状態にある者及び高等学校等に在学する者は20歳未満) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者及び障害者医療費助成対象者は対象外)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	清川村	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級・3級の者 2.療育手帳A1・A2・B1の者 3.精神障害者手帳1級の者（入院外のみ） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年3月診療分
		小児	81	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者は対象外）					
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 （児童とは満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、規則で定める障害の状態である者は20歳未満）					
	川崎市（*）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学校2年生まで→小学校3年生まで拡大） 小学校3年生までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外） *1歳児以上は所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
	平塚市（*）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外） *就学児から所得制限あり					
	川崎市 藤沢市 厚木市 小田原市 開成町	類似老人	41	老人医療費の審査支払に関する契約の解約に伴い、平成28年3月31日付けで取扱い終了					平成28年3月診療分までの取扱い
	三浦市（*）	乳幼児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学校5年生まで→小学校6年生まで拡大） 小学校6年生までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
	大井町（*）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）					
	小田原市（*）	乳幼児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大（入院外：12歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の3月31日までの者 （ただし、他の医療助成（生活保護、施設入所等）の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分
	秦野市（*）	乳幼児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（10歳まで→12歳までに拡大） 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの者					
伊勢原市（*）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（10歳まで→12歳までに拡大） 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者及び重度心身障害者医療費助成制度対象者は対象外） *1歳以上は所得制限あり						

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	横浜市 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額の変更 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	小学校4年生以上小学校6年生までの者 1回につき500円 (ただし市民税非課税者を除く) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年 4月診療分
	川崎市 (*)	小児	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額の変更 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外) *1歳児以上は所得制限あり		小学校4年生以上小学校6年生までの者 1回につき500円 (ただし市民税所得割非課税者を除く) *薬局での自己負担なし			
	寒川町 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし				
	三浦市 (*)	乳幼児	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校1年生まで拡大) 中学校1年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	
	綾瀬市 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外、また、保険診療以外の医療費、育成医療や小児特定疾患等の公費医療給付制度を受けられる医療費は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年 7月診療分
	鎌倉市 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生までの者 *就学児から所得制限あり	なし				
	南足柄市 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (小学校4年生まで→中学校3年生(ただし、中学生は保護者の所得が市民税均等割非課税相当の場合)までに拡大) 中学校3年生までの者(ただし、中学生は保護者の所得が市民税均等割非課税相当の場合) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	茅ヶ崎市	小児	81	平成28年3月診療分から受託している小児医療について、実施機関番号(900番台)を新規設定し、対象年齢の拡大及び入院外の自己負担額を設定 小学校4年生から小学校6年生までの者 所得制限あり	なし	1回につき500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年4月診療分
	横須賀市(*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を撤廃 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。) 所得制限なし	なし	なし			
	三浦市(*)	小児	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (中学校1年生まで→中学校3年生までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)					
	南足柄市(*)	小児	81	*平成29年10月診療分から助成内容を変更している小児医療について、対象者の変更 (保護者の所得が市民税均等割非課税相当の場合に限る。→就学援助世帯(準要保護世帯)と同等の場合に限る。) 中学生3年生までの者(ただし、中学生は就学援助世帯(準要保護世帯)と同等の場合に限る。) (生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年7月診療分
	開成町(*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (小学校を卒業する年の年度末までの者→中学校を卒業する年の年度末までの者) 中学校を卒業する年の年度末までの者 *3歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年9月診療分
	相模原市	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大。また中学1年生～3年生までの養育者が市民税非課税の者以外について自己負担額の設定に伴い、実施機関番号(81.14.910.6)を新規設定 中学3年生までの者(15歳に達する日以降の最初の3月31日を過ぎても、中学校に在学している場合は、18歳に達する日の属する月の月末まで) (生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) *1歳児以上は所得制限あり	なし	1回につき500円 (中学校1年生から3年生、ただし養育者が市民税非課税の者を除く) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年10月診療分
	座間市(*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生までの者→中学校3年生までの者) 中学3年生まで(満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *1歳以上は所得制限あり					
	葉山町(*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (12歳に達する日以降の最初の3月31日までの者→15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年12月診療分
	茅ヶ崎市(*)	重度障害者	80	*平成28年3月診療分から受託している重度障害者医療について、対象者を変更 (→65歳以上で新たに対象障害となった者は対象外) 1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A1・A2(IQ(知能指数)35以下)の者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 4.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下(療育手帳B1) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、65歳以上で新たに上記対象障害となった者は対象外。経過措置として平成30年12月までに対象となっている65歳以上の者は、対象障害に変更がなければ、引き続き対象となる。)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	横浜市 (*)	小児	81	*平成29年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (小学6年生まで→中学3年生までに拡大) 中学3年生までの者 (生活保護法の適用を受けている者は対象外) *1歳児以上は所得制限あり	なし	小学校4年生以上中学校3年生までの者 1回につき500円 (ただし市民税非課税者を除く) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年 4月診療分
	藤沢市 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (入院外:12歳→15歳に拡大) 15歳に達する年の属する年度末までの者 (生活保護法の適用を受けている者は対象外) (中学生は所得制限あり(新規児童手当所得制限に準ずる))	なし		対象外	県内の医療機関等	
	大井町 (*)	小児	81	*平成28年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	
	秦野市 (*)	小児	81	*平成28年10月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (12歳→15歳に拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	
	南足柄市 (*)	小児	81	*平成30年7月診療分から助成内容を変更している小児医療について、入院外の対象者を拡大 (小学校6年生までの入院と通院及び中学校3年生までの入院。(中学生の通院は就学援助世帯(準要保護世帯)と同等の場合に限る。)→中学校3年生まで) 中学校3年生までの者 (生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 10月診療分
	逗子市 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から助成内容を変更している小児医療について、入院外の対象者を拡大 (入院外:12歳まで→15歳まで) 0歳～15歳まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障がい者医療費助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び施設入所者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	茅ヶ崎市 (*)	小児	81	*平成30年4月診療分から受託している小児医療について、対象者を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生まで) 小学校4年生～中学校3年生までの者(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	小学校4年生以上中学校3年生までの者 1回につき500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
	平塚市 (*)	小児	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象者を拡大 (就学時から所得制限あり→抹消) 0歳～15歳まで (15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成対象者、重度障害者医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	伊勢原市 (*)	小児	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更している小児医療について、対象年齢を拡大(12歳→15歳) 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者及び重度心身障がい者医療費助成制度対象者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	大磯町 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、制度名を変更、入院外の対象年齢を拡大、所得制限を撤廃 (乳幼児医療→小児医療)(12歳→15歳) 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置による医療受給者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者及び重度心身障がい者医療費助成制度対象者は対象外) *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	横浜市 (*)	小児	81	*平成31年4月診療分から受託内容を変更している小児医療について、所得制限を一部撤廃、自己負担を追加(1歳以上は所得制限あり→3歳以上は所得制限あり) (自己負担:【1歳～2歳】通院1回500円(月額上限なし)(ただし、保護者の所得が児童手当旧基準以上の場合に限る)※薬局での自己負担なしを追加) 0歳～中学3年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *3歳以上は所得制限あり	なし	【1歳～2歳】 通院1回500円 (月額上限なし) (ただし、保護者の所得が児童手当旧基準以上の場合に限る) *薬局での自己負担なし 【小学4～中学3年生までの者】 1回につき500円(ただし、保護者の所得が非課税の場合を除く) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
	寒川町 (*)	小児	81	*平成29年4月診療分から受託内容を変更している小児医療について、所得制限を撤廃 (1歳以上は所得制限あり→抹消) 中学校3年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
	湯河原町 (*)	ひとり親家庭等		85	*平成28年3月診療分から受託内容を変更しているひとり親家庭等医療について、自己負担を廃止(自己負担:(入院)1日につき100円→なし、(入院外)通院1回につき200円*薬局での自己負担なし→なし) ひとり親家庭の父又は母及び児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、中度以上の障がい有する者及び通信高等学校在学の者は20歳未満)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。